



平成26年8月1日から

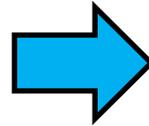
「露店等の開設届」の提出が必要です。



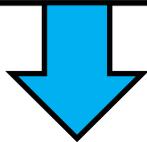
京都府福知山市の花火大会で発生した事故の再発を防止し、適切に防火管理体制を徹底するため、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の集客が見込まれる催しに際して、対象火気器具等を取り扱う露店等を開設する場合は、**消火器の準備**とあらかじめ管轄の**消防署へ届出**が必要となります。

「届出」が必要か、次のフローチャートで確認してください。

催し等（屋内・屋外問わず）に際し、火気器具等を使用する露店等を開設する予定があるか？



届出 ⇒ 不要！



はい

いいえ

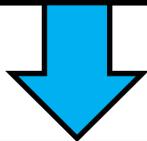
いいえ

不特定多数の人が参加、集合及び集客が見込まれる催し等か？

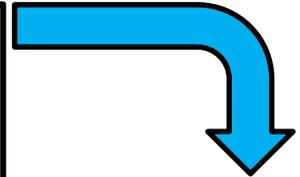
※ただし、次のものは対象外です

**個人的なつながりだけのもの**

・近親者によるバーベキューや幼稚園等での夏祭り、もちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催し等は対象外となります。



はい



届出 ⇒ 不要！

**万が一に備え、消火器などの消火の準備をすることをお勧めします。**

**「管轄消防署へ届出」が必要です。**

① 業務用消火器の設置

② 露店等の開設届

(消火器配置略図等添付、正副2部の提出になります。)

※ 消防署は、必要に応じて現地確認、防火指導を実施します。

## 1. 「露店等」とは？

露店、屋台その他これらに類するものを開設し、物品、飲食物等を販売又は提供するものをさします。

## 2. 「火気器具等」とは？

気体燃料（LPガス等）・液体燃料（ガソリン等）・固体燃料（炭等）を使用する器具、電気を熱源とする器具をさします

### 火気器具等一例



発電機



かまど



ガスコンロ



電気コンロ

## 3. 業務用消火器の設置について

- ・露店等ごとに対し、原則各1本以上設置
- ・住宅用消火器は認められません。  
(水バケツ、エアゾール式の簡易消火器具も認められません。)
- ・腐食、破損がある等不適切なものは認められません。

## 4. 届出は誰の義務？

「露店等を開設しようとする者」に義務があります。

ただし、一つの催しに複数の火気器具等を使用する露店等が開設される場合は、個々の露店主がそれぞれ個別に管轄の消防署に対して届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて管轄の消防署へ届出をします。

問い合わせ先	吉川松伏消防組合	消防本部予防課	Tel.	048-982-3919
		吉川消防署	Tel.	048-982-3931
		南分署	Tel.	048-984-0119
		松伏消防署	Tel.	048-991-2231